次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
対内直接投資等に関する命令第三条第七項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第七項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。 一・二　［略］	対内直接投資等に関する命令第三条第六項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を定める件 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第六項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める対内直接投資等を次のように定める。 一・二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十八号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第二号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第四項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理　国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
対内直接投資等に関する命令第三条第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年三月内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）は、同日から廃止する。	対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表第一及び別表第二に掲げる業種に該当する業種並びに別表第三に掲げる業種（別表第一に掲げる業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲げる業種を除く。）と定め、平成二十六年四月一日から適用し、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十年三月内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第一号）は、同日から廃止する。